



【事例1】スマートフォンで検索し、ブランドのダウンジャケットが安く販売されているサイトに注文した。代金を振り込んだが、商品は届かず、サイトとも連絡が取れない。(20代、女性)

【事例2】動画投稿サイトを見て、500円のダイエットサプリメントを申し込んだ。今日2回目の商品が届き、定期購入だとわかった。解約、返品したい。(10代、男性)

「巣ごもり消費」で相談増加！？ ～ネット通販のトラブル～



ここが重要 べニ！！

●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自宅にしながらインターネットで買物をする等の「巣ごもり消費」が増えていることに伴い、ネット通販のトラブルの割合も増加傾向にあります。

- ネット通販にはクーリング・オフ制度はありません。返品・解約は販売事業者が定める特約に従います。注文前に返品・解約の条件や販売事業者の連絡先を確認しましょう。
- お金や個人情報の詐取等を目的とした詐欺的な通販サイトもあります。「販売事業者の電話番号の記載が無い」、「不自然な日本語表現がある」等の場合は要注意です。少しでも怪しいと思ったら利用しないようにしましょう。
- 定期購入に関する相談では、注文前に、定期購入の契約になっていないか、支払い総額等の契約条件や解約の方法をしっかりと確認しましょう。申込み時の広告や最終確認画面を保存しておくことも大切です。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン 188